

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

いただいたご意見の概要に対する区の考え方

《条例制定全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
1	本条例の制定に賛同する。	ご賛同のご意見をありがとうございます。	○
2	とても良い条例を提案して頂き、本好きとしては嬉しい限りである。ゆいの森をはじめ、新しく出来た尾久図書館等、荒川区が読書に向けた施策に力を入れて下さるのを頼もしく思っている。	本条例を拠り所として、読書施策のさらなる充実を図ってまいります。	○
3	読書活動は区民等に義務化したり、強制できるものではないので、自由な意思に基づく内発的、自発的な活動であることを前提に、その奨励を図るものであることが明らかになっていけばいいと思う。 その点、条例案はそうした内容になっているように思う。	ご賛同のご意見をありがとうございます。本条例は、決して読書を強制するものではなく、条例化によって読書が持つ効用、読書の楽しさ、大切さをより身近に感じ、結果として読書活動につながるものと考えております。本条例により、地域一体となった読書のまちづくりを進めてまいります。	○
4	条例すべてに賛成し、区民がよい環境で誰もが身近な場所で読書活動が出来て、コミュニケーションを深めて楽しく出来る事を願う。	ご賛同のご意見をありがとうございます。区は、身近な場所で読書ができる環境の整備に取り組むとともに、区民や事業者相互の連携を促進し、読書のまちづくりを進めてまいります。	○
5	保育の仕事で公園やふれあい館へ行って、若いお母さん方と話す機会が多い。そこで良く耳にするのは「荒川区って良いですよ。図書館がきれいで、楽しくて」と言う事だ。この条例の制定により益々図書館の充実、利用者の未来が心豊かになるよう希望する。	荒川区立図書館にご評価をいただきありがとうございます。 本条例を拠り所として、読書施策のさらなる充実を図ってまいります。	○
6	条例として定めることで取り組みが活発になっていくと感じる。保育所の役割としては、園内の取組を保護者、近隣住民に周知し、「本を読んでみよう」という関心を持ってもらうことだと思うので、読書推進月間という新たな試みは良いことだと思う。絵本の取組拡充を是非ともお願いしたい。	条例制定により、また、読書推進月間の設定により、取組がしやすくなるのご意見をいただきありがとうございます。 区では、荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）において、家庭における読書活動を通じた家族とのコミュニケーション（家読（うちどく））について記載しており、今後も本取組を推進してまいります。また、読書	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

7	<p>家庭で読書を取り入れ、家族のコミュニケーションを図るものとして活用するのはとても良いと思う。推進月間を設けることで、本に触れる機会を持ち、意識的に取り組めると思う。</p>	<p>活動推進月間には集中的に読書関連事業を展開してまいります。</p>	○
8	<p>子どもたちの絵本を見たときの瞳かがやく表情等、読み聞かせは心を豊かにすることにつながると思われる。</p> <p>このような条例で、読書好きなまちづくりが今後広がっていくことを望む。</p>	<p>区では、荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）においても、乳幼児期からの読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぶ習慣を身に付けていくことは、大変重要なものとしてしています。本条例により、地域が一体となった読書のまちづくりを進めてまいります。</p>	○
9	<p>「読書とまちづくり」という視点に、大変魅力を感じている。荒川区が「読書とまちづくり」とおして、ますます発展されることを願ってやまない。</p>	<p>地域が一体となって、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育むまちづくりを推進していくということが本条例の特徴となっております。</p> <p>区民等や事業者と連携し、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境整備や施策を実施し、読書のまちづくりを進めてまいります。</p>	○
10	<p>この様な取組（条例）は、より図書・読書を身近にし、興味・関心につながるものであり私たち子育てに関する仕事をしている者としても、保護者の方々にもお話をする良いツールになり、活用していけると思う。</p> <p>この様に特化・独自の取組は荒川区のよいアピールにもなり素晴らしいと感じた。</p>	<p>区では、読書活動の推進に向け、従来から様々な取り組みを行い、平成30年5月には、「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言し、読書活動に関する区の取組みの更なる充実を図ってまいりました。宣言以降、街なか図書館の開設や家読の推進などの取組により、読書の意義や重要性について、区民の関心や理解が深まりつつあります。</p>	○
11	<p>条例化により具体的な方法が示されることは保育園で「どう取り上げるのか、何をどうする」という意味を知ることから、取組の具体化が明らかとなり、しやすくなる。</p>	<p>宣言の理念をより一層深め、区だけでなく、区民や事業者など地域が一体となって読書を通じた心豊かなまちづくりを推進するために、取り組む内容を明らかにいたしました。</p>	○
12	<p>区として「読書のまちづくり条例」を制定することは、長期的に区の向かう方向性を示す指標となり、区全体の読書文化を大きく前進させるものと言える。</p>	<p>本条例は、区自らに読書に対する責務を課し、区の姿勢を将来にわたって継続していくものであり、その道しるべとなるものです。</p>	○
13	<p>制定の基本理念、区、区民、事業者、学校等の役割を明記することで、それぞれの努</p>	<p>今後も区民や事業者と連携し、様々な機会</p>	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	力目標が必要となり、結果として読書に関する取組が活性化するものとする。条例により区としての姿勢を示すことは、これまで取り組んできた図書関係事業の振り返り、評価にもつながり、新しい視点で不足部分を補う施策にも結び付く可能性があり、歓迎したい。	において身近な場所で読書に親しむことができる環境整備や施策を実施してまいります。	
14	<p>現在、小中学校で学校図書館を活用し、読書活動に取り組んでいる児童・生徒は、限りなく近い将来、大人の区民として家族を持ち子育てで世代になる。</p> <p>平成18年度から始まった荒川区の学校図書館活性化計画は、ついに大人の区民世代まで育てたということになる。これまでよりも、これからの「読書のまちづくり条例」は、その世代がリードしていくことで加速度的に意味あるものになることが期待できる。</p>	<p>区では、荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）においても、乳幼児期からの読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぶ習慣を身に付けていくことは、大変重要なものであり、大人は、家庭内で読み聞かせを行うことなどにより、身近な子どもたちの読書意欲を高め、子どもたちが自主的な読書習慣を身に付けていくための大きな影響を与えることが期待できるとしています。</p> <p>今後も子どもたちが読書意欲を高め、主体的な読書活動を行うことができるよう、学校図書館との連携をさらに深めてまいります。</p>	○
15	それぞれの市町村が郷土のよさや特色を軸にまちづくりを進めている昨今、これまでの荒川区政が積み上げてきた「文化的風土」をより明確に伝えるものとしての的確な内容であると思う。	ご賛同のご意見をありがとうございました。本条例は、これまで読書施策に力を入れてきた荒川区の取組、区の姿勢を将来にわたって継続していくものであり、その道しるべとなるものと考えております。	○
16	学校図書館司書の配置も進んだと聞く。区立図書館も南千住、ゆいの森、尾久と新しくなり、区民が本に親しむ環境は行政主導では飛躍的に改善整備されたと思う。そうした流れの中「宣言」に続き「条例」が制定されるのは誇らしく思う。		○
17	<p>電子図書等による読書傾向が昨今高まっているそうだが、装幀、差し絵を含め本全体から伝わるぬくもりは、文字を追うだけの読書では味わえない。</p> <p>本一冊を作り上げる様々な人の技術や美意識を含め、大切にしていきたいと思うし、人の感性は子どもの頃に育まれると</p>	電子書籍には文字の拡大表示や音声読み上げといった機能面の利点があると認識しております。一方で、触り心地や見た目、ぬくもりなど、電子書籍にはない紙の書籍が持つ魅力、素晴らしさも大切にしたいと考えております。区ではこれまでも未就学の段階から読書に親しむことができる環境づくりに	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	信じているので、子ども達に向けて、力を入れて下さる姿勢に特に感謝する。	努めてまいりましたが、本条例を拠り所として、今後もさらに、子どもたちに向けた施策の充実に取り組んでまいります。	
18	<p>私たち家族にとって図書館は親しみ深い場所となっている。貸し出し冊数が多いところも良い。子どもたちにとって幼い頃から図書館を身近に感じられる環境があるということは素晴らしいと思う。</p> <p>図書館で行われるイベントや街なか図書館も面白く、どこに行っても本と触れ合える、荒川区はまさに読書の街だなと感じる。</p>	<p>日頃より区立図書館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>図書館は、本の貸出・返却を行うだけでなく、子どもから大人まで、あらゆる世代が安全・安心に過ごすことができる居場所としての機能も持っております。</p> <p>今後も課題解決の場所として、居心地の良い場所として、様々な環境整備やイベントを行うなど、読書のまち・あらかわを更に進めてまいります。</p>	○
19	<p>今このような条例を制定する必要性が感じられない。家庭、保護者、家族に読書活動を押し付けるのはおかしい。「豊かな心をはぐくむ」という言葉もあいまいかつ、危険だと思う。とにかく「知る自由」「知る権利」を守って、幅広い蔵書、正しい情報・知識を提供してくれる図書館を希望する。図書館は暖房を節約したい人たちや・ホームレスの人たちにとってのセーフティネットでもある。条例を作るならば、そういった図書館の機能について言及すべきである。</p>	<p>本条例は、決して読書を強制するものではないと考えております。条例化によって読書が持つ効用、読書の楽しさ、大切さをより身近に感じ、結果として読書活動につながるものと考えております。</p> <p>図書、記録その他必要な資料の収集、区民への提供等により、区立図書館の役割を引き続きしっかりと果たしてまいります。</p> <p>また、図書館は現在も街なか避暑地や街なかほっとサロンとして多くの方にご利用いただいております。今後も引き続き、皆様が安全・安心に過ごすことができる場としてサービスの更なる向上に努めてまいります。</p>	☆
20	<p>読書は大事だと思うが、条例が必要なのかと思う。区民の役割といわれても、行政に読書を強制されたくない。事業者の役割の意味がわからない。幼稚園、保育所、学校の役割は区の条例で決めるものではなく、それぞれがすでにやっていることだと思う。</p>	<p>本条例は、決して読書を強制するものではないと考えております。条例化によって読書が持つ効用、読書の楽しさ、大切さがより身近に感じられ、結果として読書活動につながるものと考えております。</p> <p>本条例における事業者とは、一般の企業や団体、区内各施設の指定管理者等も含め、個人以外の全てをここで包含しております。条例制定をきっかけとして、事業者自らの読書に関する取組（例：読書タイムの設定、読書の推奨等）のほか、読書を通じた事業者と地</p>	☆

◎：条例に反映する    ○：既に盛り込んでいる    ●：事業としての実施を検討する  
 ☆：意見・要望としてお聞きする    \*：その他

		<p>域とのかかわり（例：図書館と連携した街なか図書館の開設）など、本条例をきっかけとして、事業者も含め、地域全体で読書のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>幼稚園や保育所、学校の役割につきましては、現在行われている取り組みを将来にわたって継続し、発展させていくための道しるべとなるものであると認識しております。</p>	
--	--	---	--

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

《条文の具体的な内容について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
21	全体的に「努める」という言葉が多用されているのが気になる。	区民の方々等の役割について、決して強制ではないということを表示するため、「努めるものとする」という表記としております。	☆
22	前文について、次の下線部のように修正してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる世代を対象とした蔵書の<u>拡充</u></li> <li>…未来につなげていく<u>ことを願って</u>、荒川区では「読書を愛するまち・あらかわ」…</li> <li>…踏まえて、誰もが読書を楽しみ多世代が交流することができる図書館づくりが<u>進み</u>、</li> <li>…取組を行うとともに、<u>地域との協力の中で人々が生涯にわたり豊かな心を育む読書を愛するまちづくりを推進するため</u>、</li> </ul>	ご提案いただいた文言修正について、意味合いはほぼ同様であることから、原案通りといたしました。	○
23	前文の中に下記の社会状況・構造の変化について言及するのがよいのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT技術の進歩やゲーム産業の台頭等によって若者の活字離れが指摘されており、書店の閉店が相次いでいる。</li> <li>・一方で、IT技術の進歩により、国内のみならず海外の文献の利用などがより簡単にできるようになった。</li> <li>・生きるために生涯学びつづけなければならない社会に変わりつつある。</li> <li>・読書バリアフリー法の他にも、SDGsにおけるターゲットやゴール、文字・活字文化振興法等をバックボーンに持っていること等、読書活動に対する区民の関心をこれまで以上に喚起する条件が揃ってきている。</li> </ul>	ご提案いただきました多岐にわたる内容は、区として十分認識しており、今後も区政運営に生かしてまいります。	☆
24	第2条について、「意義」という表記を「定義」に変えてはどうか。	「意義」とは、その言葉によって表される内容のことをいい、「定義」は「意義」を定めるものとしております。	☆

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

25	第3条の前半の文章の主語は「読書活動は」なのか、それとも、「読書が」なのか。後半の文章の主語は、「地域」と思われるが、推進するものは「読書」ということか。	第3条の骨格は、「地域が一体となって、これ（読書活動）を推進する」ことでございます。読書については、「豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、もって、人生を充実させる上で大切な役割を担うもの」であるとしております。	◎
26	第3条について、次の下線部のように修正してはどうか。 …を <u>目指して、読書活動を推進する</u> …	条文をより分かりやすくするため、「これを推進する」から「読書活動を推進する」に修正いたします。	◎
27	第4条について、次のように修正してはどうか（下線部は修正部分）。 （修正案） 区民等が様々な機会において身近な場所で <u>読書に親しむ</u> ことができる環境の整備	「親しむ」には、「とけこんで楽しむ」という前向きな意味があることから、「読書をする」から「読書に親しむ」に修正いたします。 同様な表現をしている他の条文につきましても修正いたします。	◎
28	第5条2項で「…努める」のは区の役割ではないか。第5条は第4条（区の責務）に入るべき文言だと思う。第5条から第9条までは不要だと思う。区は基本理念と第9条以下だけで十分。区民に対して、或いは全国に対して、荒川区はこうするんだ！という「宣言」があればいいと思う。	宣言は、読書のすばらしさを子どもたちにわかりやすく伝えるとともに、区が主体となって進める事項を定めたものです。 本条例は、区のみならず、区民等、事業者、幼稚園・保育所等、学校等の各主体の役割や取組を明記することで、地域が一体となって、読書のまちづくりを進めていくことを目指し、提案しております。 区といたしましては、区民や事業者と連携し、様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備に取り組みとともに、読書活動に資する施策を実施してまいります。	☆
29	第6条第1項について、次の下線部のように修正してはどうか。 その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び <u>読書に親しむ</u> ことができる環境の充実に努めるものとする。	「親しむ」には、「とけこんで楽しむ」という前向きな意味があることから、「読書をする」から「読書に親しむ」に修正いたします。 同様な表現をしている他の条文につきましても修正いたします。	◎
30	特に意義深いのは第8条の第2項である。学校教育の運営責任者である校長先生	区では以前より、教育センターを中心として各学校等における読書活動の相談・支	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	方に、学校教育における読書及び読書活動の重要性をご理解いただき、その実現に向けて教職員をリードすることが責務であると自覚くださるために、よい指針となると思うからである。読書の振興を教育活動の核とする荒川区の在り方を、教育現場ばかりでなく保護者などにまで広く知ってもらうことは、大変有意義なことである。	援を実施しており、各校で特色ある読書活動が活発に行われております。 本条例を拠り所として、こうした取り組みがより一層活発になっていくと認識しております。 また、保護者の皆様にも読書の楽しさ・大切さなどについて発信してまいります。	
31	第8条第2項について、1行目の「その学校等の」の「その」は不要ではないか。	「その」につきましては、当該取組の行われる場を特定するために記載いたしましたが、「区その他学校等」の「区その他」を削除し、シンプルな形にするとともに、「設置者等」を「運営者等」に修正いたしました。同様な表現をしている他の条文につきましても修正いたします。	◎
32	第9条に、新たに強化されるべき新たな機能（情報拠点、地域の情報ハブ）を追記してはどうか。高知市の図書館（オーテピア）は図書館が防災拠点（南海トラフ巨大地震に備える）になっていたのが印象的であった。	貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 区では、図書館を「区民の知恵袋」と位置付けており、ご提案いただいた情報拠点、地域の情報ハブとしての機能も有しており、今後、更に充実させてまいります。 なお、ゆいの森あらかわは、地震発生時における妊産婦や乳児の二次避難所に指定されています。	☆
33	第9条には「区は、荒川区立図書館において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り（後略）」とある。きっかけを作った後の受け皿はどこの誰が担うのだろうか。かつては「街なかの書店」がきっかけを作り、図書館がその後の受け皿の役割を果たしてくれていたと思う。	読書活動のきっかけを作った後の受け皿につきましては、荒川区立図書館だけでなく、読書のまちづくりにおいては、地域全体が受け皿になると考えております。地域において、支えあい、楽しめる様々な読書活動が行われるまちを目指して取り組んでまいります。	☆
34	第10条の視覚障害者等と記載しているところを、少し詳しく説明し、当事者との連携を追記してはどうか。この条文に唐突感があることと、対象の方やその方々をサポート・ケアしている方に、自分ごととして読んでいただきたいためである。法の対象は、	ご提案いただきました内容を踏まえ、第10条の記載を「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等」とし、障がいがなくとも、読書をするのが難しい方も含む形に修正いたします。「その他の障害等」という記載は、読書をするのが難しい高	◎



◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	<p>視覚障害、ディスクレシア、上肢障害や寝たきり等で本を持ち上げたりページを繰ったりすることが難しい方（高齢者も含まれる）、眼球使用困難症、その他入院患者も入っている。これらを列記する方が、読む方にはわかりやすく、この条例を通じて、「読書が困難な人とはどういう人をいうのか」が見える化されるように思われる。</p> <p>最後に、読書が困難な当事者の方との連携についても記述するとよいのではないか。</p>	<p>年齢等も含みます。</p> <p>読書が困難な方との連携については、第4条において規定している区の責務として、今後もしっかりと取り組んでまいります。</p>	
35	<p>第10条については、区の特徴でもある「様々な国籍の人々が暮らすまち」としての配慮も忘れてはいけないと考える。人々の多様性も包含し、様々な文化の融合や発信が可能なまちづくりの底流に読書があることは、まちの豊かさにつながるのではないだろうか。ぜひ、この条例を契機に、そうした社会インフラとしての図書館の充実が図られることも期待している。</p>	<p>ご提案いただきました「様々な国籍の人々が暮らすまち」としての配慮につきましては、第4条第1項の「区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備」という部分で、読書をするのが難しい外国籍の方に対する環境整備も含んでおります。</p> <p>区ではこれまでも外国語の図書の充実を図るとともに外国語のおはなし会を開催するなどの取組を進めてまいりました。今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	○
36	<p>キーワードになっている「豊かな」の意味が把握しづらいため、説明を加えてはどうか。改めて読むと作成者側の説明が無いために、皆が共通したイメージを持つことが難しくなっていると感じた。</p> <p>例えば、基本理念の項で「読書活動は・・・」とあるところに、「読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を育んでいく上で、欠かすことのできないもの」であり、とすると、「豊かな」のイメージが多世代の方々にもはっきりしてくるかと思う。</p>	<p>「豊かな」の意味については、個々人によって捉え方が異なり、一律に定義することができないため、用語の定義はしていませんが、本条例における「豊かな」の意味としては、ご提案のような内容も含め、前向きな広い意味で捉えております。</p> <p>様々な効用のある読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを、地域一体となって目指していく、このようなまちづくりを基本理念として記載しております。</p>	○
37	<p>「まちづくり」の趣旨が伝わりにくいため、読書に関わる人材育成（ひとづくり）や、</p>	<p>人材育成につきましては、大変重要な視点であり、第9条の第1項に追記いたしま</p>	○

◎：条例に反映する    ○：既に盛り込んでいる    ●：事業としての実施を検討する  
 ☆：意見・要望としてお聞きする    \*：その他

	<p>区政における他の施策との連携、図書館ネットワーク等の面としての横のつながり、日本語を母語としない方々への施策の展開（共生社会や多様性の包摂という考え方）を記載してはどうか。</p>	<p>す。</p> <p>日本語を母語としない方々への施策につきましては、第4条第1項の「区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備」という部分で、読書をするのが難しい外国籍の方に対する環境整備も含んでおります。</p> <p>区ではこれまでも外国語の図書の充実を図るとともに外国語のおはなし会を開催するなどの取組を進めてまいりました。今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	
38	<p>幼児への親の読み聞かせは読書好きにする近道だと考える。家庭での読書習慣が重要であると考えます。</p> <p>読書は人間の性格までも変えるのではないだろうか。</p> <p>人々の人生そのものにも影響するのではないだろうか。</p>	<p>子どもたちの豊かな感性を培い、人間性を育てていくうえで、乳幼児期の読み聞かせ体験はとても重要です。また、読書活動は、自らの未来をたくましく切り拓くための「生きる力」となります。</p> <p>本条例においても、第5条第2項で家庭における取り組み内容を規定しております。</p> <p>また、第7条において、幼稚園・保育所等における、子どもの個性や発達段階に応じた読み聞かせやきっかけづくりについて規定いたしました。</p>	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他  
 ≪その他の要望・意見≫

●：事業としての実施を検討する

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱
39	現在、特別な教育的ニーズに応える蔵書構築が叫ばれている。発達障害を含む障害や日本語を母国語としない児童生徒を支援する観点からも読書環境を整えていく必要がある。ますます、区立図書館と学校図書館との「連携」が重要になると思われる。	発達障害を含む障害につきましては、第10条の「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等」に含みます。 また、日本語を母国語としない方につきましては、第4条第1項の「区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備」という部分で、読書をするのが難しい外国籍の方に対する環境整備も含んでおります。	○
40	保護者が一緒に活動する時間は親として忙しいなかで時間の調整が難しいと思う。そこで、本を手にする場所を家庭以外の場であるとする、図書館等をイメージする。親子で遊びに行ける場所に「絵本」が置いてあったら、外で絵本を選んで読める場所が欲しい。親子でゆったりと、親が次の時間を気にせず読める場所に季節感を感じながら、子どもが、親が、頁をめくる、そんな姿を描いている。	ゆいの森には、乳幼児向けの室内遊びや子育て世代の交流の場である遊びラウンジがあり、えほん館には約3万冊の絵本を所蔵しております。また、地域図書館にも多くの絵本を所蔵しております。 ふれあい館15館におきましても計約1万2千冊の絵本を取り揃えており、皆様にご利用いただいております。 更に区では、身近に読書ができる環境を整備するため、街なか図書館を拡大してまいりました。令和4年12月1日現在、66箇所まで増加しており、街なか図書館への絵本の配置についても更に充実させてまいります。	○
41	「読書を愛するまち・あらかわ」は、小中学校では知られているが、一般に区内で子育てしている保護者（幼児・乳（含））には、あまり周知されていない。乳幼児期から、絵本（読みきかせ）読書を親しむ場が図書館以外でも増えるといいと思う。読書を通じ、想像性なども幼少期から生まれ心が豊かになると思う。 読書活動推進月間を実施して、どこまで区民に広まるか？区民に更に知ってもらい定着するやり方を考えるべきでは？	図書館利用者アンケート調査結果によりますと、宣言の認知率は令和4年はゆいの森で54.9%、地域館で54.3%となっており、徐々に高まってきておりますが、条例制定をきっかけとして、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の周知も含め、読書活動に関する取組のさらなる充実に努めてまいります。 図書館以外の絵本に親しむ場につきましても、ふれあい館15館に計約1万2千冊の絵本を取り揃えているほか、令和4年12月1日現在、66箇所まで増加している	○

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

		<p>街なか図書館への絵本の配置についても更に充実させてまいります。</p> <p>また、読書活動推進月間につきましても、現在の読書週間イベントをより充実させ、区民の皆様の読書活動に取り組むきっかけを作るとともに定着に向けて取り組んでまいります。</p>	
42	<p>いつも遊びラウンジを利用している。0歳の子どもを連れて出かける場所がなかなか無い中、ベビーカーで行きやすく、楽しめる場所を提供してくれて本当にありがたい。本棚もかわいくて絵本を選ぶことが楽しい。おはなし会も講座も親子で参加できるので、楽しい思い出をたくさん作ることができている。これからも利用させてもらう。</p>	<p>日頃よりゆいの森あらかわをご利用いただきありがとうございます。</p> <p>今後も子ども連れの方にも快適に、楽しくご利用いただけるよう、遊びラウンジにおけるイベントや本棚の装飾の工夫等、サービスの更なる充実に取り組んでまいります。</p>	○
43	<p>図書館そのものが民営化されているところもある中、荒川区では区で運営していると聞いた。ゆいの森は素晴らしく、人にも誇れる施設である。他の図書館も他の区の図書館と比べて使いやすいとの声も聞く。区民も現場の方々も十分に頑張っていると思う。区はその現場を支え、より良い環境を整えて下さればよいのではないか。学校から図書室が消えることがないよう、どの図書館にも親切で博識なベテランの保育士さんが居られるよう、幼稚園や保育所で保育士さんたちが子どもたちにゆっくり読み聞かせをしてあげられるような環境をつくって頂きたい。親が家でゆっくり読み聞かせをし、子どもたちと語り合えるような時間が持てる社会を望む。</p>	<p>荒川区では、23区で唯一、全館直営で図書館を運営し、サービスの向上に努めております。図書の専門職である図書専門員等の処遇改善も含め、これからもよりよい環境整備に取り組んでまいります。</p> <p>子どもたちへの読み聞かせにつきましても、子どもたちの読書意欲を高め、子どもたちが自主的な読書習慣を身に付けていくための大きな影響を与えることが期待できるものとして、荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）へも記載しており、幼稚園や保育所等におきましても、身近に本がある環境づくりに努めております。</p> <p>今後も気軽にゆっくりと読書に親しむことのできるまちづくりに取り組んでまいります。</p>	○
44	<p>東京都内でも電子図書館が広がりを見せており、他区がうらやましく思っている。荒川区としても今回の条例にあたっては、電子図書館の整備も行ってほしい。コロナ禍では図書館の本を介した感染</p>	<p>電子図書館につきましては、図書館に来館不要で24時間、365日いつでも利用することができるほか、文字の拡大表示や音声読み上げといった機能面の利点があると認識しております。</p>	●

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	も心配になったりしたが、COVID-19のあとも新たな感染症はやってくる。そうした際にも電子図書館があると良いと思う。	一方で、個人の電子書籍マーケットの場合と比較して、図書館等で貸し出しをすることができる電子書籍のコンテンツ数は少なく、貸出できる回数や期間についても制限があり、紙の書籍と比較すると高額となるなどの課題があります。 こうした状況を注視し、電子書籍の導入について検討してまいります。	
45	駅前をはじめ区の施設に返却ボックスを設置するなど返却場所を増やしていただけるとありがたい。	現在、日暮里駅前に設置しております駅前ブックポストにつきましては、設置以来、多くのご利用をいただいております。 利便性の更なる向上のため、今後、乗降客数の多い駅を中心に駅前ブックポストの増設を検討してまいります。	●
46	図書館等の施設で読書をすすめるポスターに短いキャッチコピーを付けたい。なによりも実践が大切である。 (例) 読書は食事と同じです。 食べなければ身体がやせます。 読まなければ心がやせます。 読書は他者の発見です。	読書を愛するまち・あらかわ宣言は、ユニークかつわかりやすい言葉で、子どもたちに読書の素晴らしさ・大切さを伝える内容となっております。 本条例におきましても、区民の皆様によりわかりやすく読書の素晴らしさ・大切さを伝える一つの方策として、キャッチコピーも検討してまいります。	●
47	少し弱いと思うのは、ボランティアどうしの相互交流である。1年に1回でも良いので、情報交換・交流の場があったらいいと思う。	ボランティア同士の相互交流につきましては、各団体の皆様のご意見を伺いながら実施に向けて検討してまいります。	●
48	補助金のおかげで自園の書庫もたくさん本が揃うようになった。私も園だよりで毎月オススメ絵本を紹介したり、園の本を毎日貸し出したりしている。 たとえばゆいの森の方から出張イベントのように園に来て頂き、イベントが見られる等があるとうれしく思う。	ご提案いただきました出張おはなし会等のイベントにつきましては、ボランティア団体やティーンズスタッフ等と連携・協力し、実施してまいります。	●
49	南千住図書館の駐輪場について、ルールで1台ずつ駐輪できるしくみになっているが、3人乗り自転車は幅も重量もあるため、小回りがきかず駐輪するのが大変で転	3人乗り自転車の自転車につきましては、バイク専用駐車場のご利用も含め、ルールの見直しを検討してまいります。	●

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	倒しそうになり危険である。レールを撤去するのは大変だと思うので、バイク専用駐車を3人乗り自転車用にも開放していただけると嬉しい。訪問のしやすさが改善されれば、さらに良い図書館だと感じる。		
50	図書館で働く職員の待遇は見合っているだろうか。実績がある今だからこそ、立ち止まって内部体制の充実に目を向けるべきではないだろうか。	区ではこれまでも非常勤職員（現会計年度任用職員）を常勤職員とともに区政の第一線を担う職員と位置づけ、同一分野の仕事を担当する職であっても、能力や技量に応じた役割や担うべき責任に応じて最大6段階の職層を設け、それぞれの職層に応じた報酬額を設定する「6層制」を導入したほか、社会情勢に応じた報酬額の引上げなど、様々な処遇改善を行い、月額報酬ベースでは常勤職員との同一労働同一賃金を実現してきたところです。また、令和2年度における非常勤職員の会計年度任用職員への制度移行後についても、これらを維持しながら、期末手当の支給や常勤職員との均衡に留意した勤務条件の整備を行ってきたところです。	☆
51	現在図書館のカウンターなどにいらっしゃる方々、或いは司書たちのほとんどが非正規雇用の職員だと聞く。事業者にいろいろな努力を求めるのであれば、そういう方々をもっと大事にして欲しいと思う。		☆
52	行政がやるべきことは、図書館の充実ではないだろうか。図書館で働いている人たちは、非常勤の人が多いと聞いている。行政は、図書館で働いている人たちの条件をよくすることだ。		☆
		さらに、令和4年4月からは常勤職員・会計年度任用職員ともに取得できる不妊治療のための有給休暇の新設や、常勤職員に導入している配偶者出産時の有給休暇の新設、妊娠出産休暇の有給化、育児休業・部分休業・介護休暇・介護時間の取得要件緩和を行うとともに、同年10月からはさらなる育児休業の取得要件緩和や子育て休暇の取得期間拡大を行う等、会計年度任用職員のさらなる労働条件改善に取り組んでおります。	
		今後も図書館の運営を担当する職員のスキルの向上を図りながら、よりよい図書館運営に努めてまいります。	
53	荒川区は録音図書や拡大本が増えている。ゆいの森から録音図書の目録ももらっ	ゆいの森あらかわ1階にはバリアフリーコーナーを設置し、大きな字の大活字本、や	☆

◎：条例に反映する ○：既に盛り込んでいる  
 ☆：意見・要望としてお聞きする \*：その他

●：事業としての実施を検討する

	<p>ている。ゆいの森を弱視の方が使っているが、ゆいの森のバリアフリーコーナーで拡大読書器を使おうとすると、そこに、おそらく弱視ではない人が座っていて、使えないことがあるので、改善してほしい。</p>	<p>さしく読みやすいLLブック、点字の本などを取り揃えているほか、拡大読書器も設置しており、障がい者や通常の活字では読書をするのが困難な高齢者など、様々な方にご利用いただいております。弱視の方が使いたくても使えないことがある状況につきましては、当該場所がバリアフリーコーナーであることに鑑み、「当該機器を必要としている方が優先」である旨の掲示を更に増やすとともに、総合案内職員により他利用者へお声掛けをいたしますので、お気軽に職員にお声掛けください。</p>	
54	<p>西日暮里地区から最寄りの日暮里図書館までは坂道が多く、大通りを横断して1キロ程度の距離を歩く必要がある。これから益々利用が増えると思われる高齢者ユーザーのためにも、諏訪台ひろば館における一部図書業務（貸出・返却）を開始して欲しい。他の施設にも運用を広げられれば、図書の運搬ルートが区内全域に確立でき、災害時の物資輸送ルートなど、何らかの形で町ぐるみの協力のために活用でき、住民の生活の安心・情報共有などにも役立つはず。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の読書施策の参考といたします。</p>	☆
55	<p>南千住図書館のカウンター業務の職員が本を仕分ける時に放り投げるように扱っているのが気になる。図書は区民の財産なので大切に扱って欲しいと思う。</p>	<p>この度は、適切な本の取り扱いがなされず申し訳ございませんでした。区民の貴重な財産である図書を大切に扱うことは当然のことでございます。改めて職員に本を大切に扱うことの基本を徹底してまいります。</p>	*
56	<p>図書館のカードが期限切れだった。コロナで図書館がお休みなのに、「身分証明を持って来なければ、今日は本の貸出は出来ません。」と言われた。「お返しするとき必ず持って来ます」と言ったが貸してもらえなかった。</p>	<p>この度は、不十分な説明がなされてしまい、申し訳ございませんでした。          区では、図書館の利用カードについて、2年に1度更新作業を行っており、期限が近付いた利用者に、有効期限が近い旨、カウンターでお声掛けをしております。          図書館利用カードには有効期限があり、</p>	*

◎：条例に反映する    ○：既に盛り込んでいる    ●：事業としての実施を検討する  
 ☆：意見・要望としてお聞きする    \*：その他

		2年に1度更新が必要である旨のお声掛けや掲示について、丁寧にご説明し、対応してまいります。	
57	「街なかの書店」の減少は目を覆いたくなるほどだ。こうした状況は読書文化の衰退の兆候ではないのだろうか。「街なかの書店」の代わりに、行政と図書館が補わなければならない範囲は今後、いままで以上に広がっていくのだろう。	区では、区内の書店で構成された、東京都書店商業組合荒川支部より書籍や雑誌などを購入しているほか、イベント開催時などに東京都書店商業組合荒川支部による本の販売を行うなど、互いに連携をしております。今後もお互いに相乗効果があるような関係性を構築し、官民一体となって読書のまちづくりを行ってまいります。	*